

福井県警察職員職務倫理及び服務に関する規程

平成12年3月1日
福井県警察本部訓令第1号

改正

平成19年3月27日本部訓令第17号 平成22年3月10日本部訓令第8号 平成24年1月16日本部訓令第1号
平成24年3月15日本部訓令第7号 令和元年8月28日本部訓令第25号 令和5年6月30日本部訓令第24号
令和6年2月29日本部訓令第2号

福井県警察職員職務倫理及び服務に関する規程を次のように定める。

福井県警察職員職務倫理及び服務に関する規程

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 職務倫理（第3条・第4条）

第3章 服務（第5条～第9条）

第4章 雑則（第10条）

附則

第1章 総則

（通則）

第1条 福井県警察職員の職務倫理及び服務については、別に定めがあるものの他、この規程の定めるところによる。

（用語の定義）

第2条 この規程において「警察職員」とは、警察官及び警察行政職員をいう。

第2章 職務倫理

（職務倫理）

第3条 警察職員は、警察の任務が国民から負託されたものであることを自覚し、国民の信頼に応えることができるよう、高い倫理観のかん養に努め、職務倫理を保持しなければならない。

（職務倫理の基本）

第4条 職務倫理の基本は、次に掲げる事項とする。

- (1) 誇りと使命感を持って、国家と国民に奉仕すること。
- (2) 人権を尊重し、公正かつ親切に職務を執行すること。
- (3) 規律を厳正に保持し、相互の連帯を強めること。
- (4) 人格を磨き、能力を高め、自己の充実に努めること。
- (5) 清廉にして、堅実な生活態度を保持すること。

第3章 服務

（服務の根本基準）

第5条 警察職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、その職務の遂行に当たっては、不偏不党かつ公平中正を旨とし、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

(服務心得)

第6条 警察職員は、職務の遂行に当たっては、常に効率的な処理について創意工夫をこらし、冷静で正しい判断の下に迅速かつ適確にこれを処理しなければならない。

2 警察職員は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 職務の遂行に当たっては、法令、条例、規則等及び上司の職務上の命令を厳守し、その権限を濫用してはならず、また、進んで上司を補佐するとともに、その責任を回避してはならない。
- (2) 職務の遂行に当たっては、国民の信頼及び協力が不可欠であることを自覚し、その職の信用を傷つけ、又は警察の不名誉となるような行為をしてはならない。
- (3) 非常事態、災害その他危険な事態に臨んでは、迅速果敢これに当たり、職務の遂行に努めなければならない。
- (4) 職務上の報告、連絡、届出又は許可申請は、やむを得ない場合の他、順を経て所属長に行なわなければならない。
- (5) 届出不可能の場合の他、無断で欠勤、遅刻若しくは早退をし、又は所属長の許可を得ないで職務を離れてはならない。
- (6) 職務上知った秘密は、これを知る権限のある人に告げる場合又は法令による場合の他、何人に対してもこれを漏らしてはならない。特に職務上知り得た個人に関する情報は、その取扱いが多いことを自覚し、正当な理由なく、これを漏らしてはならない。
- (7) 勤務の内外を問わず、警察運営上必要と認められる事項を知ったときは、時機を失しないで所属長に報告しなければならない。
- (8) 職務の遂行に当たって過誤のあることを知ったときは、速やかに、所属長に報告し、隠蔽するようなことがあってはならない。
- (9) 職務に支障を及ぼすおそれがあると認められる金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待を受け、その他自己の利益を図る行為をしてはならない。
- (10) 車両若しくは船舶を運転する場合は、人畜に損傷を与え、又は財産その他建造物に損害を与えることのないように特に注意しなければならない。
- (11) 昇任又は配置換え等について、部外の者に援助を依頼してはならない。
- (12) 所属長の承認がある場合の他、職務に関して贈物、謝礼その他報酬を受けてはならない。
- (13) 本部長の許可がある場合の他、目的のいかんを問わず、部外の者から寄附を受け、又は寄附を募集してはならない。
- (14) 勤務中であると否とに関わらず、警察上重大な事故が発生し、又は発生のおそれがあることを知ったときは、速やかに、所属長に報告して指示を受けなければならない。
- (15) 勤務の内外を問わず、外出するときは、連絡手段を確保するなど、所在を明らかにしなければならない。また、外国旅行をするときは、本部長等の承認を受けなければならない。
- (16) 警察署長は、原則として、当該警察署の署長公舎に居住しなければならない。ただし、当該警察署の署長公舎と同等の距離に自宅等が所在するなどの理由がある場合は、本部の警務課長と協議の上、本部長の承認を得るものとする。
- (17) 警察署長を除く警察職員は、原則として、所属部署の管轄区域内に居住しなければならない。

ならない。ただし、別に定めるところにより、所属部署の管轄区域とみなす区域に居住する場合又は本部長等の承認を得た場合は、この限りでない。

(18) 支給品、貸与品及び自己の使用に係る備品の取扱いについては、常に完全な状態で使用できるように適切な注意を払わなければならない。

(19) 消耗品については、節約を旨とし、効率的に使用するよう心掛けなければならない。

(公衆接遇)

第7条 警察職員は、公衆接遇の適否が職務の遂行に極めて影響があることを自覚し、公衆の信頼と親近感の高揚に努めなければならない。

2 警察職員は、公衆接遇に当たっては、次の事項を守らなければならない。

(1) 親切、丁寧及び迅速を旨とし、常に温容と理解をもってこれに当たり、性別、年齢、職業、地位及び服装等によって扱いを異にしてはならない。

(2) 粗暴若しくは侮辱的な言葉を用い、又は威圧を与えるような態度をしてはならない。

(3) 急訴その他願届に接したときは、勤務時間、主管事務又は管轄区域のいかんに関わらず快く受け付け、速やかに、必要な処置をとらなければならない。

(4) 職務上やむを得ない場合の他、正当な要求があったときは、自己の職、氏名及び所属部署を告げなければならない。

(5) 職務上公衆に出頭を求める場合には、その日時及び場所等について、相手の利便を考慮しなければならない。

(身上保持)

第8条 警察職員は、品行を正し、家庭の融和を図り、警察職員としての対面を保つよう心掛けなければならない。

2 警察職員は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 職務に利害関係を有する者と職務の公正が疑われるような方法で交際し、又は職務の公正が疑われるような場所に立ち入ってはならない。

(2) 支払能力を超える負債の契約をしてはならない。

(3) 勤務に支障を及ぼし、又は品位を失うに至るまで飲酒等をしてはならない。

(4) みだりに民事事件に関与してはならない。

(5) 配偶者及び同居の家族が営業を営もうとするときは、本部長に届け出なければならない。

(品位保持)

第9条 警察職員は、常に動作、服装その他身の清潔、端正を保ち、社会道徳を重んじて、警察職員としてふさわしい品位の保持に努めなければならない。

第4章 雑則

(所見等の公表)

第10条 警察職員は、所属長の許可を受けないで、職務に関連し、若しくは職務に影響を及ぼすおそれがある所見等を新聞その他のメディアを利用し、又はインターネットを使用して公表してはならない。

附 則

- 1 この規程は、平成12年3月1日から施行する。
- 2 福井県警察職員服務規程(昭和31年福井県警察本部訓令第24号)は、廃止する。
 - 附 則(平成19年福井県警察本部訓令第17号)
この規程は、平成19年4月1日から施行する。
 - 附 則(平成22年福井県警察本部訓令第8号)
この規程は、平成22年3月10日から施行する。
 - 附 則(平成24年福井県警察本部訓令第1号)
この規程は、平成24年1月16日から施行する。
 - 附 則(平成24年福井県警察本部訓令第7号)
この規程は、平成24年3月15日から施行する。
 - 附 則(令和元年8月28日福井県警察本部訓令第25号)
この規程は、令和2年1月1日から施行する。
 - 附 則(令和5年6月30日福井県警察本部訓令第24号)
この規程は、令和5年6月30日から施行する。
 - 附 則(令和6年2月29日福井県警察本部訓令第2号)
この規定は、令和6年2月29日から施行する。